

区分	対象	要件
財務大臣指定寄附金 (所得税法第78条第2項第2号)	国公立大学法人等への寄附金	市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの
特定公益増進法人への寄附金 (所得税法第78条第2項第3号)	独立行政法人への寄附金	・市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの
	私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人への寄附金	・市外に主たる事務所を有する法人であって、市内に学校を設置するもの及び市内に一定の基準を満たす専修学校又は各種学校を設置するものに対するもの
	地方独立行政法人への寄附金	市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの
	公益社団法人・公益財団法人への寄附金 (租税特別措置法第41条の18の3第1項第1号イ)	
	社会福祉法人への寄附金 (租税特別措置法第41条の18の3第1項第1号ハ)	
更生保護法人への寄附金 (租税特別措置法第41条の18の3第1項第1号ニ)		
特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 (所得税法第78条第3項により同条第2項の寄附金とみなされるもの)		知事又は教育委員会の所管に属する特定公益信託の信託財産とするために支出したもの